

2020年4月24日

原子力規制庁 原子力規制部
検査グループ 核燃料施設等監視部門
安全規制管理官(核燃料施設等監視担当) 殿

緊急事態宣言下での京都大学複合原子力科学研究所における安全管理業務について

この度、大阪府が改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域となったことに伴い、大阪府知事より大学等の施設の使用制限の要請がなされております。このような状況を踏まえ、当研究所では、添付のとおり研究及び安全管理業務に関して、当面の間、活動をできる限り縮小することとなりました。安全管理業務に関しては、以下の記載としています。

「安全管理上必要な巡視点検等の作業以外は、原則行わないこととする。具体的には、原子炉施設等が休止状態であることを踏まえて、休日に相当する巡視点検を基本とするが、期間が長期に及ぶことから、適切な頻度を定めて追加の巡視点検を実施する。」

ここでの「休日に相当する巡視点検」というのは、放射線管理部の点検について、原子炉施設保安規定の以下の条項にある「京都大学の定める休日」を適用するものです。

「第 124 条 放射線管理部長は、別表第17に掲げる放射線管理用機器について、毎日(ただし週休日及び京都大学が定める休日(以下あわせて「休日」という。)を除く。)1回以上の巡視点検をしなければならない。ただし、放射線管理部長が必要と認めるときは、休日であっても巡視点検を行う。」

上記の「京都大学が定める休日」を今回の事態に適用し、点検頻度を下げることにより、出勤者の数を抑え、人との接触機会を低減させようとするものです。ただし、期間中、適切な頻度(週 1 回以上)での巡視点検は行います。

このような考え方による安全管理業務を実施することについて、規制上問題が無いかのご確認をお願いします。

京都大学複合原子力科学研究所
安全管理本部長
中島 健

添付

令和2年4月14日

全教職員・学生 各位

所長 川 端 祐 司

大阪府からの施設の使用制限等の要請に伴う研究所の活動等について

この度、大阪府知事より、特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請があったことに伴い、当面の間、当研究所における活動等は下記のとおりとしますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1. 研究等の活動

研究所へ出勤して行う研究等の活動については、以下に限定することとし、それ以外、原則自粛してください。なお、在宅で実施できる場合はこの限りではありませんので、原則、在宅勤務（テレワーク）により活動を継続してください。

また、以下の（1）については、必ず所長へその目的、必要性、期間等を説明の上、許可を得るようにしてください（様式任意）。

なお、許可取得の有無にかかわらず、管理区域内での作業を行う場合には、作業名、作業内容と予定、作業場所をあらかじめ安全管理本部長へ連絡して下さい（様式任意）。

- （1）中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験や、急を要し進行を止められない実験
- （2）進行中の実験を終了あるいは中断する業務
- （3）メディア授業のための出勤（準備を含む授業実施時間のみ）
- （4）生物の世話、機器修理など研究材料の維持業務（一時的に入室する場合のみ）
- （5）サーバーの維持業務（一時的に入室する場合のみ）

2. 安全管理業務

安全管理業務に関しては、原子炉施設等が休止状態である現状を踏まえ、安全管理上必要な巡視点検等を除き、原則として作業を実施しないこととします。具体的には、休日に相当する巡視点検を基本としますが、期間が長期に及ぶことから、安全管理にかかる各部室において適切な頻度を定めて追加の巡視点検を実施することとします。

3. 事務組織

事務部は原則の在宅勤務（テレワーク）を実施することとしますので、研究所への出勤は、所の運営に最低限必要となる人員に限定（それ以外は在宅勤務）させていただきます。このため、不急の連絡は控えていただくとともに、連絡の際はメールを利用してください。

4. 在宅勤務（テレワーク）における留意事項

- (1) 「緊急事態宣言」の趣旨を踏まえて、引き続き生活の維持に必要な最低限の外出に限定するなど「外出の自粛」を徹底してください。
- (2) 在宅勤務中に同居家族も含め体調の変化（発熱、咳等の症状が出た場合を含む）があった場合は、速やかに電話等により総務掛へ連絡してください。

5. やむを得ず研究所へ出勤（一時立入も含む）する場合の留意事項

- (1) 感染拡大防止の観点における就業環境が確保できない場合は、在宅勤務により空いた部屋を活用するなど、必ず就業環境の改善を行った上で出勤してください。
- (2) 出退勤の際は、守衛所窓口にある出退記録簿（4月17日に配置予定）に日時と氏名を記載してください。（必ず個人が筆記用具を持参の上記載）
- (3) 出勤の際は、必ずマスクを着用し、会話の際など留意するようにしてください。
なお、喫煙時の会話などには特に留意してください。